

消防用設備等点検結果報告書等の郵送による窓口対応について

筑紫野太宰府消防本部では、消防法に基づく消防用設備等点検結果報告書（以下「点検結果報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能としています。郵送する場合は、次の点に注意してください。

1. 送付先

- (1) 筑紫野市内に存する建物の場合
⇒ 筑紫野消防署（警備第1係）☎818-0084 筑紫野市針摺西 1-1-1
- (2) 太宰府市内に存する建物の場合
⇒ 太宰府消防署（警備第1係）☎818-0101 太宰府市観世音寺 2-19-19

2. 送付書類等

- (1) 点検結果報告書（正本）
 - 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れがないように確認してください。
 - 点検結果報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、点検結果報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。
- (2) 点検結果報告書（副本）
 - 受付印を押印した点検結果報告書の返信のために副本も送付してください。
 - 正本と同じ内容が記載されていることを確認してください。
- (3) 副本返信用封筒 1 通
 - 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。
 - 予め宛名をご記入ください。

3. 返信時期

副本の返信は、受付後、概ね1～2週間程度で返信しますが、郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

4. その他留意事項

- (1) 郵送による報告は、持参による報告と比べると不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
- (2) 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- (3) 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。また、副本を返信する場合、返信用封筒がない場合や、必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口にお越しいただく等の対応が必要となりますので、届出日、押印等の漏れがないよう、今一度確認してください。

注意

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、点検結果報告書以外の火災予防業務関連届出の郵送受付を、当面の間、対応可能とします。郵送をする場合は、右記問合先又は消防本部予防課（予防係 924-5953／建築指導係 924-5792）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

筑紫野消防署警備第1係 ☎092-924-5035
太宰府消防署警備第1係 ☎092-924-4119